

改正の概要

工事費内訳書取扱要領 (No.68)

1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴うもの

令和6年6月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が令和7年12月12日に施行され、入札時に労務費等を明記した内訳書を提出することが義務化されたため、改正するもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

新旧対照表

○工事費内訳書取扱要領 (No. 68)

新	旧
<p>(調査用の工事費内訳書記載事項)</p> <p>第4条 調査用の工事費内訳書の記載については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事費内訳書の内容は、入札公告又は指名通知において示した金抜きの工事積算内訳書及び工種明細表(以下「金抜内訳書」という。)に記載のある「費目・工種・施工名称」に対応する数量、単位を正確に転記し、単価及び金額を記入すること。</p> <p><u>また、工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る金額を記入すること。</u></p> <p>省略</p>	<p>(調査用の工事費内訳書記載事項)</p> <p>第4条 調査用の工事費内訳書の記載については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事費内訳書の内容は、入札公告又は指名通知において示した金抜きの工事積算内訳書及び工種明細表(以下「金抜内訳書」という。)に記載のある「費目・工種・施工名称」に対応する数量、単位を正確に転記し、単価及び金額を記入すること。</p> <p>省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

【1次チェック項目】（必須）

類 型	チェック	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書とは無関係な書類である場合（例：領収書、会社概要など）
	<input type="checkbox"/>	③他の工事の工事費内訳書である場合
	<input type="checkbox"/>	④白紙である場合
	<input type="checkbox"/>	⑤工事費内訳書が 複数提出された 場合(注1)
	<input type="checkbox"/>	⑥他の入札者の工事費内訳書を手し、使用している場合
2 工事費内訳書に記載すべき事項が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書（消費税相当額を除く。）の合計金額と入札書の金額が同一でない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出している場合
	<input type="checkbox"/>	③工事費内訳書が未記入の場合 （入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費の記載がない場合も含む）
	<input type="checkbox"/>	④「費目・工種・施工名称」ごとに記載されていない場合。様式はA4サイズとし、縦横自由とする。（注2） （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑤工種及び施工名称が完全に欠落している場合 （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑥中項目+中項目+…=直接工事費とならない場合 （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑦直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一般管理費=工事価格とならない場合
3 表紙に記載すべき事項に誤りがある場合	<input type="checkbox"/>	①発注者名に誤りがある場合 （入札書と同時に提出する場合は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	②発注案件名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	③提出業者名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	④内訳書の表紙に押印が欠けている場合 （入札書と同時に提出する場合は、対象外）
4 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所の押印が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（代理人による入札の場合は、委任状において受任者の使用印として定めた印をもって代えることができる。）の押印がない場合 （電子入札システムにより提出する場合は、対象外）

注1) **様式や内容が異なる**工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、「無効」として取り扱うものとする。

省略

別表第1（第5条関係）

【1次チェック項目】（必須）

類 型	チェック	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書とは無関係な書類である場合（例：領収書、会社概要など）
	<input type="checkbox"/>	③他の工事の工事費内訳書である場合
	<input type="checkbox"/>	④白紙である場合
	<input type="checkbox"/>	⑤工事費内訳書が特定できない場合(注1)
	<input type="checkbox"/>	⑥他の入札者の工事費内訳書を手し、使用している場合
2 工事費内訳書に記載すべき事項が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書（消費税相当額を除く。）の合計金額と入札書の金額が同一でない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出している場合
	<input type="checkbox"/>	③工事費内訳書が未記入の場合
	<input type="checkbox"/>	④「費目・工種・施工名称」ごとに記載されていない場合。様式はA4サイズとし、縦横自由とする。（注2） （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑤工種及び施工名称が完全に欠落している場合 （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑥中項目+中項目+…=直接工事費とならない場合 （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑦直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一般管理費=工事価格とならない場合
3 表紙に記載すべき事項に誤りがある場合	<input type="checkbox"/>	①発注者名に誤りがある場合 （入札書と同時に提出する場合は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	②発注案件名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	③提出業者名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	④内訳書の表紙に押印が欠けている場合 （入札書と同時に提出する場合は、対象外）
4 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所の押印が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（代理人による入札の場合は、委任状又は一括委任状において受任者の使用印として定めた印をもって代えることができる。）の押印がない場合 （電子入札システムにより提出する場合は、対象外）

（注1）複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、「無効」として取り扱うものとする。

省略

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	
-------	--

商号又は名称	
--------	--

費 目	金 額 (円)
直接工事費 ①	
共通仮設費 ②	
現場管理費 ③	
一般管理費 ④	
合 計 金 額 (①+②+③+④)	

上記、直接工事費①のうち材料費 円

上記、直接工事費①のうち労務費 円

上記、現場管理費③のうち法定福利費（事業主負担分） 円
 （営繕系工事の場合は、工事原価（①+②+③）のうち現場労働者の法定福利費（事業主負担分）とすること）

上記、現場管理費③のうち建退共掛金 円

工事原価（①+②+③）のうち安全衛生経費 円

注1）消費税及び地方消費税を除いて記載すること。

注2）法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金及び安全衛生経費は、第4条第1項第1号に定めるとおりとすること。

注3）計上するものが無い項目は、0（円）と記載すること。

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	
-------	--

商号又は名称	
--------	--

費 目	金 額 (円)
直接工事費 ①	
共通仮設費 ②	
現場管理費 ③	
一般管理費 ④	
合 計 金 額 (①+②+③+④)	

※消費税及び地方消費税を除いて記載すること。